

第9節

その他の地域（中東・北アフリカを中心に）

1 全般

中東・アフリカ地域は古くから世界の文明、宗教、交易の中心地のひとつであり、また、アジアと欧州をつなぐ地政学上の要衝である。今日において特に中東地域は、世界における主要なエネルギーの供給源で、国際通商上の主要な航路があり、また、わが国にとっても原油輸入手量の約9割を同地域に依存しているなど、中東地域の平和と安定は、わが国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。

他方、中東・アフリカ地域は、20世紀を通じて紛争や動乱が絶えず、近年も湾岸地域や中東和平をめぐる情勢などで緊張の高まりがみられる。また、11（平成23）年初頭に起こったいわゆる「アラブの春」が一部の国において政権交代を促したが、その後の混乱により、約10年が経つ現在も、「アラブの春」を経験した一部の国では、内戦やテロ組織の活動が続いている。

2 湾岸地域情勢

13（平成25）年6月、イランの大統領選挙においてローハニ候補が選出され、E3+3（英仏独米中露）との協議を進めた結果、同年11月、核問題の包括的な解決に向けた「共同作業計画」の発表に至り、14（平成26）年1月から同計画の第一段階の措置の履行が開始された。そして、15（平成27）年7月14日には、イランの核問題に関する最終合意「包括的共同作業計画」(JCPOA) Joint Comprehensive Plan of Action が発表された。これを受け、同年7月20日にはJCPOAを承認する国連安保理決議第2231号が採択された。本合意においては、イラン側が濃縮ウランの貯蔵量及び遠心分離機の数削減や、兵器級プルトニウム製造の禁止、IAEAによる査察などを受け入れる代わりに、過去の国連安保理決議の規定が終了し、また、米国・EUによる核関連の独自制裁の適用の停止又は解除がなされることとされた¹。16（平成28）年1月16日、IAEAがイランによるJCPOAの履行開始に必要な措置の完了を確認する報告書を発表したことを受け、米国はイラ

ンに対する核関連制裁を停止し、EUは一部制裁を終了したほか、安保理決議第2231号に基づき、イランの核問題にかかる過去の国連安保理決議の規定が終了した。

その後も、IAEAは、イランが合意を遵守していることを累次確認しているが、トランプ米大統領は18（平成30）年5月、現在のイランとの合意では、完全に履行されたとしても短期間で核兵器を完成させる寸前までたどり着ける、また、弾道ミサイル開発への対応に失敗しているなどと指摘したうえで、米国は合意から離脱すると表明した。トランプ政権は同年11月に、JCPOAのもとで解除されていた制裁を全て再開²するとともに、米国はイランと新しくより包括的な合意（ディール）を行う用意があるとし、イランに対して交渉のテーブルに着くことなどを要求している。一方、イランは米国による制裁の再開に反発し、19（令和元）年5月、JCPOAから離脱するつもりはないとしつつ、JCPOAで規定されている濃縮ウラン

1 JCPOAにおけるイランに対する主な核関連の制約としては、ウラン濃縮関連では、ウラン濃縮のための遠心分離機を5,060基以下に限定すること、ウラン濃縮の上限を3.67%にするとともに、保有する濃縮ウランを300kgに限定すること、プルトニウム製造に関しては、アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済核燃料は国外へ搬出すること、研究開発を含め使用済核燃料の再処理は行わず、再処理施設も建設しないことなどが含まれる。ケリー米国務長官（当時）によれば、本合意により、イランのブレイクアウトタイム（核兵器1個分の核物質の取得にかかる期間）は、JCPOA以前の90日以下から、1年以上になる。また、JCPOAはあくまで核問題にかかる合意であるため、国際テロ、ミサイル、人権問題などにかかる制裁は停止又は解除されるものに含まれない。

2 具体的には、イラン政府による米ドル購入の禁止、イランからの石油・石油製品・石油化学製品の購入の禁止、イラン中央銀行などの金融機関との取引の禁止などが含まれる。19（令和元）年5月には、一部国・地域への石油などの購入の禁止にかかる適用除外措置も廃止された。

と重水の貯蔵量制限遵守義務の停止を発表した。続く同年7月には第2段階としてウラン濃縮度の制限遵守義務の停止を、9月には第3段階として新型遠心分離機の無制限の研究開発の推進を、11月には第4段階としてフォルド地下濃縮施設におけるウラン濃縮活動の開始を発表した。20（令和2）年1月にはJCPOAの義務履行停止措置の最終段階として、濃縮能力に関する制限遵守義務を放棄する旨を発表した。こうした動向について、同月、英仏独はJCPOAに規定される紛争解決メカニズムに基づきJCPOA合同委員会に付託するとともに、イランがJCPOAに基づく義務を再び完全に履行することを求めた。これに対しイランは核合意の問題が国連安保理に通知された場合、NPTからの脱退も検討する姿勢を示すとともに、欧州が合意を履行すれば、イランも合意遵守に戻ると表明した。

こうした状況の一方で、米国は19（令和元）年5月以降、自国の部隊や利益などに対するイランの脅威に対応するためなどとして、空母打撃群や爆撃機部隊などの派遣について発表した。こうした中、同年6月、イランはホルムズ海峡上空の領海で地対空ミサイルにより米国の無人偵察機を撃墜したと発表した。米国は撃墜された事実を認めたが、国際空域であったと主張するとともに、トランプ米大統領が報復攻撃を実行寸前で中止したことを明らかにした。同年7月には、米国はホルムズ海峡上空で米強襲揚陸艦が防衛的な措置としてイラン無人機を撃墜したことを明らかにした。

さらに、同年5月、サウジアラビア中部の石油パイプライン施設が無人機による攻撃を受け、原油輸送が一時的に停止した。また、同年9月には、サウジアラビア東部の石油施設が攻撃を受け、同国の原油生産量が一時半減した。これらの攻撃については、当初、イランが支援しているとされるイエメンの反政府武装組織ホーシー派が犯行声明を発売したが、米国などは9月の攻撃についてイランの関与があったと指摘している。一方で、イランはこれを一貫して否定している。



イランによる弾道ミサイル攻撃を受けたイラクにある米軍駐留基地の被害状況
【AFP=時事】

こうした事態を受け、米国は同年5月以降、中東への米軍の展開兵力を拡大し、イランへのけん制を強めている。例えば、同年7月、03（平成15）年以来およそ16年ぶりにサウジアラビアに部隊を駐留させるとともに、9月及び10月に防空ミサイル部隊などの追加部隊の派遣を発表した。

一方、19（令和元）年10月以降、イラクにおいて米軍駐留基地などに対する攻撃が多発した。同年12月にはイラク北部の基地にロケット弾が着弾し、米国人1名が死亡した。米国は、この攻撃にイランが関与しているとし、イランが支援しているとされるシーア派³武装組織のひとつである「カターイブ・ヒズボラ」の拠点を空爆した。さらに、20（令和2）年1月、米国は、さらなる攻撃計画を抑止するためとして、同組織の指導者とともにイラク国内で活動していた**イラン革命ガード・コッツ**部隊のソレイマニ司令官を殺害した。米国は、従来から海外でテロ組織を支援しているとしてコッツ部隊の活動を問題視しており、19（平成31）年4月にはイラン革命ガードをテロ組織に指定していた。イランは、ソレイマニ司令官殺害に対する報復として、イラクにある米軍駐留基地に弾道ミサイル攻撃を行った。しかし、この攻撃による死者は発生しなかったとされており、また、イランのザリーフ外相は、イランは相応の報復措置を完了し、さらなる緊張や戦争を望まない旨表

3 イスラム教の二大宗派のひとつ。スンニ派との分裂は、イスラム教を興した預言者ムハンマド（632年没）の後継者（カリフ）をめぐる考え方の違いに由来する。現在、シーア派は、イランで国教に定められているほか、イラクでも約6割を占める。最大宗派であるスンニ派は、中東・北アフリカ地域のイスラム教国の大半で多数を占める。



19(令和元)年6月にオマーン湾で攻撃を受けて炎上する石油タンカー「フロント・アルタイル」【EPA=時事】

第2章

諸外国の防衛政策など

明した。また、トランプ大統領も同日、イランに対して軍事力を行使したくない旨を述べるなど、米国・イラン双方ともに、これ以上のエスカレーションを回避したい意向を明確に示した。

こうした状況の一方で、19(令和元)年5月以降、中東の海域では、民間船舶の航行の安全に影響を及ぼす事象が散発的に発生した。具体的には、19(令和元)年5月、オマーン湾においてタンカー4隻(サウジアラビア船籍2隻、アラブ首長国連邦・ノルウェー船籍各1隻)が攻撃を受け、また、同年6月にはオマーン湾でわが国の海運会社が運航するケミカルタンカー「コクカ・カレイジャス」を含む2隻の船舶が攻撃を受けた。一連の攻撃について、米国などはイランによる犯行であると指摘する一方、イランは一貫して関与を否定している。なお、「コクカ・カレイジャス」への攻撃については、関係国などから入手した情報、船舶の被害状況についての技術的な分析、関係者の証言な

どを総合的に検討した結果、わが国としては、本事案における船舶への被害は、吸着式機雷⁴により生じた可能性が高いと考えている。

このように、中東地域において緊張が高まる中、各国は地域における海洋の安全を守るための取組を開始した。米国は19(令和元)年7月、海洋安全保障イニシアティブを提唱した後、国際海洋安全保障構成体(IMSC)を設立して、同年11月にその司令部がバーレーンに開設された。IMSCには、米国に加え、英国、豪州、サウジアラビア、UAE、バーレーン、アルバニア及びリトアニアの7か国が参加している(20(令和2)年4月現在)。また、欧州においては、20(令和2)年1月、フランス、オランダ、デンマーク、ギリシャ、ベルギー、ドイツ、イタリア、ポルトガルの欧州8か国がホルムズ海峡における欧州による海洋監視ミッション(EMASOH)の創設を政治的に支持する声明を発表し、これまで、フランス、オランダがアセットを派遣している。

その一方で、イランは、19(令和元)年9月、ペルシャ湾及びホルムズ海峡の安全を維持する独自の取組として、「ホルムズの平和に向けた努力(HOPE)」構想を提唱し、関係国に参加を呼びかけた。また、イランは、同年12月、海上交通路の安全を確保するためなどとして、オマーン湾などで中国及びロシア海軍と初の3か国合同軍事演習となる「海洋安全ベルト」を実施した。

わが国としては、引き続き、湾岸地域情勢をめぐる今後の動向を注視していく必要がある。

解説

イラン革命ガードとは

イラン革命ガードは、1979(昭和54)年のイラン革命を機に、イラン革命と革命の成果の防衛を役割として設立されたイランの国家組織の一部であり、正規軍や内務省傘下の治安維持軍とともにイラン・イスラム共和国の軍隊を構成している。対称戦を遂行する正規軍と異なり、革命ガードは、一般に非対

称戦の遂行を主任務とし、小型舟艇、弾道ミサイルなど非対称戦の装備を運用しているとみられる。

また、隷下部隊に海外工作を担うコッツ部隊を擁しており、国外の親イラン派の活動や指導者への支援を通じ、地域に影響力を行使しているとの指摘もある。

4 水中武器の一種。一般的に、船舶の航行を不能にすることなどを目的として、船体などに設置して起爆させる。

3 中東和平をめぐる情勢

1948（昭和23）年のイスラエル建国以来、イスラエルとアラブ諸国との間で四次にわたる戦争が行われた。その後、93（平成5）年にイスラエルとパレスチナの間で締結されたオスロ合意により、本格的な交渉による和平プロセスが開始された。03（平成15）年には、イスラエル・パレスチナ双方が、二国家の平和共存を柱とする和平構想実現までの道筋を示す「ロードマップ」を受け入れたが、その履行は進んでいない。パレスチナ自治区においては、ヨルダン川西岸地区を統治する穏健派のファタハと、ガザ地区を実効支配するイスラム原理主義組織ハマスが対立し、分裂状態となっている。ファタハとハマスは17（平成29）年10月以降、エジプトの仲介により、ファタハへのガザ地区の統治権限移譲に向けた直接協議を行っているが、交渉は停滞している。

こうした中で、トランプ米政権が17（平成29）年12月、米国はエルサレムをイスラエルの首都

と認めると発表し、18（平成30）年5月には駐イスラエル大使館をテルアビブからエルサレムに移転した。これを受けて、ガザ地区を中心に抗議行動が繰り返し行われており、イスラエル軍との衝突による死傷者も出ている。また、ガザ地区からイスラエル領内に向けてロケットが発射され、これに対してイスラエルがガザ地区への空爆などを実施するなど、継続的に緊張が高まっている。さらに、19（平成31）年3月、トランプ米政権がゴラン高原のイスラエル主権を認定したことに対して中東各国から批判が相次いだ。20（令和2）年1月には、同政権が新たな中東和平案を発表したものの、パレスチナ側は同案に示されたエルサレムの帰属やイスラエルとパレスチナの境界線などに反対し、交渉を拒否している。こうした中、米国の関与のあり方も含めた中東和平プロセスの今後の動向や、ガザ地区の統治権限の移管に向けた交渉の行方が注目される。

4 シリア情勢

11（平成23）年3月から続くシリア国内の暴力的な衝突は、シリア政府軍、反体制派、イスラム過激派勢力及びクルド人勢力による4つ巴の衝突となっている。しかしながら、ロシアの支援を受ける政府軍が、反体制派の最大の拠点であったアレppoのほか、首都ダマスカス郊外、シリア・ヨルダン国境付近などを奪還し、全体的に政府軍が優位な状況となっている。

こうした中で現在も反体制派の拠点となっているイドリブをめぐるのは、18（平成30）年9月、シリア政府軍を支援するロシアと、反体制派を支援するトルコとの間で、イドリブ周辺における非武装地帯の設置、同地帯からの重火器の撤去と過激派組織の退去などが合意された。しかし、過激派組織の退去は進まず、19（平成31）年4月以降、シリア政府軍とロシア軍は、イドリブへの空爆や地上作戦を拡大し、イドリブ周辺に設置されたトルコ軍の停戦監視所の一部を包囲した。また、20（令和2）年2月、シリア政府軍の進軍に対応して

トルコ軍はイドリブに増援部隊を派遣したが、同部隊はシリア政府軍から砲撃を受け、これに対してトルコ軍が報復し、双方に死傷者が発生したと報じられた。以降、トルコ軍とシリア政府軍との間で交戦が拡大するとともに、トルコ軍の増援を受けた反体制派と過激派がシリア政府軍に対する抵抗を強め、特にイドリブを通る交通の要衝をめぐる一進一退の攻防となった。こうした中、同年3月、トルコは、シリアの後ろ盾となっているロシアと首脳会談を行い、イドリブにおける停戦で合意した。シリア大統領は同合意に満足の意を表明しているものの、トルコはシリアが同合意に違反すれば作戦を再開すると警告しており、戦闘の再燃が懸念される。

一方で、和平に向けた協議については、現在まであまり進展はみられていない。16（平成28）年1月以降、国連の仲介のもと、政府と反体制派との間で和平協議が実施されてきたが、双方による戦闘は収束せず、協議は難航した。このような状

況を受けて、17（平成29）年1月以降、カザフスタンのアスタナ（現ヌルスルタン）において、ロシア、トルコ及びイランが主導する和平協議が続けられている。また、18（平成30）年1月にロシアのソチでシリア国民対話会議が開催され、新憲法の制定に向けた憲法委員会の設立が合意された後、同年12月にはロシア、イラン、トルコの間で、19（平成31）年の早い段階で初会合を実施することが合意された。その後、国連の仲介のもと、同年10月に初会合が開催されが、これまで政治プロセスの実質的な進展はみられていない。

また、シリア国内におけるクルド人をめぐる関係国・勢力間の対立が表面化している。19（令和元）年10月、米国は、トルコとの間で電話首脳会談を行った後、トルコが間もなくシリアの北部地域で作戦を開始する旨及び同作戦実施地域の付近から米軍部隊を撤収させる旨の声明を発表した。同声明が発表された後、トルコは、シリアとの国境地帯からテロの脅威を排除し、トルコ国内にいるシリア難民の帰還をもたらす「安全地帯」を設置するためとして、同国がテロ組織と認識しているクルド人勢力やISILに対する軍事作戦を開始し、シリア北東部地域の一部を掌握した。その後、トルコは、米国との間で軍事作戦の停止やクルド人勢力の「安全地帯」からの撤収などで合意した。また、トルコはロシアとも協議を行い、国境地帯からのクルド人勢力の撤収やシリア北東部におけるロシア軍警察とトルコ軍による合同パトロールの実施などで合意した。こうした動きをめぐって、ロシアはパトロール活動の一環として、シリア北

東部のカミシリ市の空港にヘリコプター部隊を配備したと報道されるなど、ロシアの軍事的なプレゼンスの高まりが指摘されている。また、シリア政府は、クルド人勢力との間で北東部にシリア政府軍の部隊を派遣することで合意し、クルド人勢力の拠点のひとつであるマンビジへ進軍するなど、クルド人勢力とシリア政府がトルコの軍事作戦に対抗するために協調する動きもみられる。この合意には、ロシアの仲介があったとされ、ロシアの影響力の拡大がうかがわれる。さらに、トルコによる軍事作戦を受け、対ISIL戦の中核を担ってきたクルド人勢力による対テロ活動が中断したほか、クルド人勢力が管理する収容所からISIL戦闘員やその家族の一部が逃亡するなどの影響が出ているとの指摘もある。

加えて、イランのシリアにおけるプレゼンスをめぐり、イランとイスラエルの対立が顕在化している。19（平成31）年1月、イスラエルのネタニヤフ首相は、シリア・ダマスカス空港のイランの武器庫を攻撃したと公表し、シリア国内のイラン勢力に対しては断固とした措置をとる決意を表明した。イスラエルとイランの対立の激化がシリア国内及び地域の安定に影響を及ぼすことが懸念される。

このように依然として情勢が不安定な中、米国はISILを掃討するため、米軍部隊の一部を残すとしている。シリア情勢をめぐる各勢力間の関係は複雑なものとなっており、和平協議も停滞する中、シリアの安定に向けて国際社会によるさらなる取組が求められる。

5 イエメン情勢

イエメンでは、11（平成23）年2月以降に発生した反政府デモとその後の国際的な圧力により、サーレハ大統領（当時）がGCCイニシアティブに基づく退陣に同意し、12（平成24）年2月の大統領選挙を経てハーディ副大統領（当時）が新大統領に選出された。

一方、同国北部を拠点とする反政府武装勢力ホーシー派と政府との対立は激化し、ホーシー派が首都サヌアやハーディ大統領が退避していた南

部のアデン市内に侵攻したことを受け、ハーディ大統領はアラブ諸国に支援を求めた。これを受けて、15（平成27）年3月、サウジアラビアが主導する有志連合がホーシー派への空爆を開始した。これに対し、ホーシー派もサウジアラビア本土に弾道ミサイルなどによる攻撃を開始した。

同年4月から8月にかけて、累次にわたり国連の仲介による和平協議が開催されたが、最終的な和平合意には至らず、協議は中断した。また、18

（平成30）年9月にも和平協議が計画されたが、ホーシー派が参加せず、実現せずに終わった。しかし、同年12月にスウェーデンの首都ストックホルムで和平協議が開催され、国内最大の港を擁するホデイダ市における停戦や捕虜の交換などにかかる合意に署名がなされた。その後、19（平成31）年1月には、国連安保理において、ホデイダへの停戦監視団の派遣が決定された。

このように和平協議の進展はみられたものの、停戦に向けた具体的方策をめぐる協議は難航し、ホデイダ停戦をはじめとするストックホルム合意の内容は履行されていない。一方で、ホーシー派は、19（令和元）年9月のサウジアラムコの石油施設への攻撃をはじめサウジアラビアに対する攻撃の実施を表明してきたが、同月、連合軍側の空爆停止を条件として、同国への攻撃を停止すると宣言した。また、同年11月、サウジアラビアとホーシー派が水面下で交渉を行っていると報じられる中、サウジアラビアはホーシー派の捕虜200名を解放したと発表した。さらに、同月、国連のイエメン特別代表は、有志連合軍による空爆が大幅に減少した旨報告した。このように停戦の機運がみられたものの、20（令和2）年1月、ホーシー派によるミサイルがイエメン政府軍の基地に着弾し、100人以上の兵士らが死亡したことを受け、サウジアラビアはホーシー派に対して空爆を行った。ホーシー派は、報復として、サウジアラビア

南部の石油施設に対して無人機・ミサイル攻撃を実施したと発表した。以降、ホーシー派によるサウジアラビアへの攻撃が散発的に発生しており、サウジアラビアが主導する連合軍もホーシー派への空爆を継続している。このように、イエメン全土における停戦や最終的な和平合意の締結の目途は立っていない。

加えて、ホーシー派は、イランから武器供給を受けているとの指摘もある⁵。実際、20（令和2）年2月、米軍はアラビア海で小型船舶に立ち入り検査を実施し、船内から大量の武器を押収したと発表した。米軍は、押収した武器をイラン製であると断定し、イエメンのホーシー派に供給予定のものであったと評価した上で、ホーシー派に武器の供給、売却及び移転を禁止する国連安保理決議に違反するものと指摘している。

このようにホーシー派をめぐる情勢が変化する一方で、19（令和元）年8月、イエメン政府とイエメン南部の独立勢力「南部移行評議会」（STC）Southern Transitional Councilとの間で戦闘が発生し、STCがアデン（暫定首都）を占拠する事態となった。しかし、その後、サウジアラビアなどによる仲介努力が行われ、同年11月、サウジアラビアの首都リヤドにおいて、イエメン政府とSTCがリヤド合意に署名した。同合意により、両陣営が参加する新政府が樹立されることとなった。

6 リビア情勢

リビアでは、11（平成23）年にカダフィ政権が崩壊した後、12（平成24）年7月に制憲議会選挙が実施され、イスラム主義派が主体となる制憲議会が発足した。そして、14（平成26）年6月、制憲議会に代わる新たな議会を設置するための代表議会選挙が実施されたが、世俗派が多数派となったため、代表議会への権限移譲をめぐるイスラム主義派と世俗派の間の対立が激化した。その結果、首都トリポリを拠点とするイスラム主義派の制憲議会と、東部トブルクを拠点とする世俗派の代表

議会の2つの議会が並立する東西分裂状態に陥った。15（平成27）年12月に国連の仲介によりリビア政治合意が実現し、同合意に基づく統一政府「国民合意政府」（GNA）Government of National Accordが発足したものの、新政府内でイスラム主義派が主導権を握ったことに世俗派が反発し、GNAへの参加を拒否したため、東西の分裂状態が継続している。また、東部と西部をそれぞれ支援する民兵が散発的な軍事衝突を繰り返しているほか、18（平成30）年9月には、同国西部で活動する民兵同士が衝突し、非常事態

⁵ 米国防情報局（DIA）が19（令和元）年11月に発表した報告書「Iran Military Power」による。

宣言が出された。さらに19(平成31)年4月には、東部側最大の勢力であるハフタル総司令官の部隊「リビア国民軍」(LNA)が首都トリポリ郊外に進軍、西部側GNA傘下の民兵と衝突し、空爆の応酬にまで発展した。

東西の両勢力が関係国から無人機(UAV)などの軍事支援を受けていることも、戦況が激化する要因となっているとの指摘もあり、両勢力の闘いは「ドローン戦争」とも形容される⁶。また、ロシアの民間軍事会社の傭兵がリビアに派遣され、LNAを支援しているとの指摘があるほか、トルコはGNAの要請に基づき、トルコ軍部隊及び同国が支援するシリア人戦闘員をリビアに派遣している。

こうした中、20(令和2)年1月、リビアに関す

る国際会議がベルリンで開催された。同会議には、米英仏を含む欧米諸国やトルコのほか、LNAを支援しているとされるUAE及びエジプトなどの関係国が参加し、停戦に向けた協力強化、リビアへの軍事介入停止、武器禁輸の徹底などで合意した。しかし、合意内容は未だ履行されておらず、国内の統治及び治安を確立する目処が立たない状態が続いている。

さらに、こうした不安定な情勢を利用してISILやアルカイダなどのテロ組織が進出し、各地で民兵と衝突している。特にISILについては、南部の砂漠地帯を中心に、複数の小規模なグループに分かれて潜伏しているとみられており、首都トリポリなどにおいて自爆テロや襲撃事件を行うなど、今後もテロが発生する可能性がある。

7 エジプト情勢

エジプトでは、11(平成23)年、それまで約30年間にわたり大統領を務めたムバラク大統領(当時)が辞任し、12(平成24)年、「イスラムの復興」を目指す大衆組織として1928(昭和3)年に設立されたスンニ派の政治組織であるムスリム同胞団出身のムルシー大統領(当時)が就任した。しかし、13(平成25)年6月、経済状況や治安の悪化を背景に大規模な民衆デモが発生し、これを受けた軍の介入により同大統領は解任され、14(平成26)年5月、エルシーシ前国防大臣が新たに大統領に就任した。エルシーシ政権はその後、変動為替相場制への移行、補助金の廃止などの経済改

革に取り組んできたが、国内の治安対策などが大きな課題となっている。特に、同国本土では、13(平成25)年の政変から17(平成29)年まで大規模テロ事件が散発し、18(平成30)年11月にも同国中部で少数派コプト教徒を標的とするテロ事件が発生した。また、シナイ半島においては、南部地域はおおむね平穏であるものの、北部を中心に軍や警察を狙った攻撃が散発している。18(平成30)年2月以降、シナイ半島北部では、エジプト国軍によるテロリスト掃討作戦「シナイ2018」が進展している。

8 アフガニスタン情勢

アフガニスタンでは、14(平成26)年12月にISAFが撤収し、アフガニスタン治安部隊(ANDSF)への教育訓練や助言などを主任務とするNATO主導の「確固たる支援任務(RSM)」が開始された頃から、タリバーンが攻勢を激化させた。一方、ANDSFは兵站、士気、航空能力、部隊指揮官の能力などの面で課題を抱えており、こう

した中でタリバーンは国内における支配地域を拡大させてきた。さらに、15(平成27)年以降、ISIL「ホラサン州」は、首都カブールや東部を中心にテロ活動を継続している。その結果、各地でタリバーンやISILが関与したとみられる自爆テロや襲撃が相次いでおり、全土において不安定な治安情勢が継続している。18(平成30)年10月

⁶ 国連安保理決議第1973号に基づくリビア専門家パネル最終報告書(19(令和元)年12月9日付)による。

に発表された米国のアフガニスタン復興特別査察官の報告書によると、アフガニスタン政府の支配あるいは影響が及んでいる地域は国内の約55.5%であり、調査が開始された15（平成27）年12月以降、最も少なくなっている。

18（平成30）年秋以降、米国はハリルザード和平担当特別代表を任命し、タリバーンとの和平協議を実施してきた。同協議は19（令和元）年9月から3か月間停止するなど曲折も見られたが、20（令和2）年2月、米国とタリバーンとの間で、駐アフガニスタン米軍の条件付き段階的撤収及びアフガニスタン人同士の交渉開始などを含む合意が署名され、同年3月、米国は、米軍の撤収を開始

したと発表した。また、同月、国連安全保障理事会は同合意を支持する決議を全会一致で採択した。しかし、タリバーンは、同合意後もアフガニスタン治安部隊への攻撃を継続している。また、19（令和元）年9月のアフガニスタン大統領選挙で再選されたガニ大統領は、20（令和2）年3月、大統領就任式を行ったが、同選挙に不正があったと訴える別の立候補者が独自に大統領就任式を挙行し、政治的な混乱を招いた。こうした状況の中、今後の米国とタリバーンの合意の進展状況や、アフガニスタン人同士の交渉の開始に向けた動向が注目される。

9 南スーダン情勢

1983（昭和58）年から続いたスーダンの第2次内戦は、05（平成17）年、南北包括和平合意（CPA）成立により終結した。11（平成23）年7月、南スーダン共和国はスーダン共和国から分離独立し、同日、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）が設立された。

しかし、独立後は、ディンカ族出身のキール大統領を中心とする主流派と、ヌエル族出身のマシャール副大統領を中心とする反主流派との間の政治的対立が生じた。

南スーダン指導者間の対話や調停に向けた試みは、国連とAUの支援を受けた「政府間開発機構」（IGAD）の主導で始まり、14（平成26）年1月には、政府とマシャール派との間で敵対行為の停止などに関する合意の署名がなされた。

また、15（平成27）年8月には、暫定政府の設立などを柱とした「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意」が政府とマシャール派などとの間で成立し、16（平成28）年4月には、キール氏を大統領、マシャール氏を第1副大統領とする国民統一暫定政府が設立された。

16（平成28）年7月、キール大統領の警護隊とマシャール第1副大統領の警護隊の間での発砲事案がジュバで発生した。マシャール第1副大統領が国外へ脱出し、キール大統領がマシャール第1副大統領を解任すると、以降、政府とマシャール

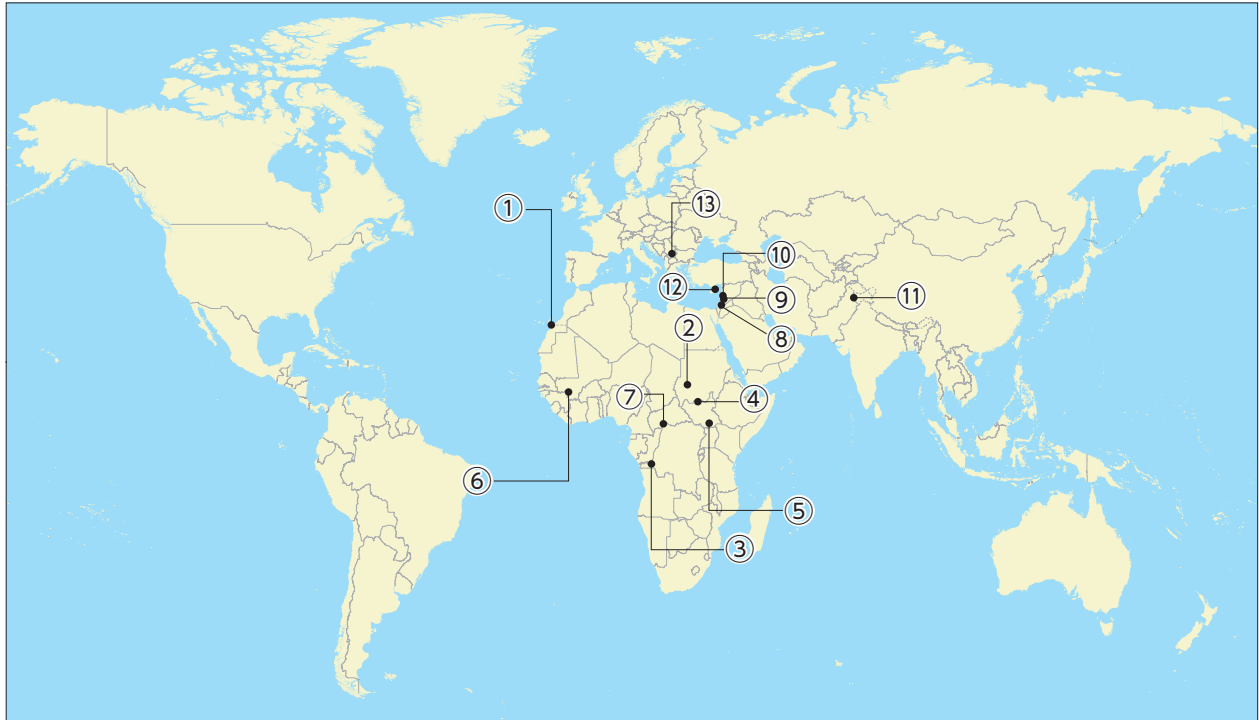
派の間で再び衝突が生起するようになった。

このような状況に対して、同年8月、国連安保理はジュバ及び周辺地域の安全の維持を目的に地域保護部隊（RPF）を創設し、翌17（平成29）年4月から活動を開始した。さらに、同年12月、18（平成30）年2月及び5月には、IGAD主導でハイレベル再活性化フォーラムが開かれ、政府とマシャール派などの間で敵対行為の停止などが合意された。

これらの取組の結果、18（平成30）年6月には、キール大統領、マシャール前第1副大統領らが恒久的停戦などを取り決めた「ハルツーム宣言」に署名した。同年7月に治安取決め、8月には暫定政府の体制に合意し、9月には「再活性化された衝突解決合意」（R-ARCSS）に正式に署名した。当初、19（令和元）年5月までには新たな暫定政府が設立される予定であった。しかし、設立のための準備が完了せず、19（令和元）年5月、政府とマシャール派などの代表は、暫定政府の発足期間を6か月延長し、同年11月にはさらに100日間延長することで合意した。そして、期限最終日の20（令和2）年2月22日、暫定政府が設立された。

Q 参照 図表 I -2-9-1（現在展開中の国連平和維持活動）
III部3章5節2項3（国連南スーダン共和国ミッション）

図表 I -2-9-1 現在展開中の国連平和維持活動



(注) 国連による(20(令和2)年3月末現在)

アフリカ

	ミッション名	設立
①	国連西サハラ住民投票監視団(MINURSO)	1991.4
②	ダルフル国連・アフリカ連合同ミッション(UNAMID)	2007.7
③	国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO)	2010.7
④	国連アビエ暫定治安部隊(UNISFA)	2011.6
⑤	国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)	2011.7
⑥	国連マリ多面的統合安定化ミッション(MINUSMA)	2013.4
⑦	国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション(MINUSCA)	2014.4

中東

	ミッション名	設立
⑧	国連休戦監視機構(UNTSO)	1948.5
⑨	国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)	1974.6
⑩	国連レバノン暫定隊(UNIFIL)	1978.3

アジア

	ミッション名	設立
⑪	国連インド・パキスタン軍事監視団(UNMOGIP)	1949.1

欧州

	ミッション名	設立
⑫	国連キプロス平和維持隊(UNFICYP)	1964.3
⑬	国連コソボ暫定行政ミッション(UNMIK)	1999.6

10 ソマリア情勢

ソマリアでは、91(平成3)年に政権が崩壊し、無政府状態に陥ると、大量の避難民が発生するなど、深刻な人道危機に直面した。05(平成17)年には周辺国の仲介により「暫定連邦政府」が発足し、12(平成24)年には21年ぶりに統一政府が

成立した。

ソマリアでは統一政府成立後も、テロと海賊という2つの大きな課題に直面している。中南部を拠点とするイスラム教スンニ派の過激派組織アル・シャバーブは、政府などを標的としたテロを

繰り返している。07（平成19）年にアフリカ連合ソマリア・ミッション（AMISOM）が国連安保理の承認を受けて創設された。その後、AMISOM軍や、欧米諸国の支援を受けて再建が進められているソマリア国軍などによる掃討により、アル・シャバーブは支配下にあった主要な都市を失い、勢力はある程度弱体化した。しかし、その脅威は依然として存在し、ソマリア国軍やAMISOM軍の基地への攻撃、ソマリア国内やAMISOM参加国でのテロを頻発させている。また、近年はISILの戦闘員がソマリアに流入しているとの指摘もある。

また、ソマリアには、北東部を中心に、ソマリア沖・アデン湾などで活動する海賊の拠点が存在するとされる。国際社会は、海賊対処活動に継続的に取り組むとともに、ソマリアの不安定性が海賊問題を引き起こすとの認識のもと、ソマリアの治安能力向上のために様々な取組を行っており、海賊被害の報告件数は低い水準で推移している。

こうした中で、20（令和2）年末以降、大統領選挙が実施予定であり、国際社会の動きも含めて、今後のソマリア情勢が安定化していくか注目される。

Q 参照 Ⅲ部3章2節2項（海賊対処への取組）